

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明
に係る事業者認定実施要領

宮城県木材協同組合

平成18年 7月 3日作成

平成24年12月13日改正

平成29年 6月 1日改正

令和 3年 6月23日改正

令和 4年 7月12日改正

第1 目的

本実施要領は、宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）が制定した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスに関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 認定対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う方法及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う方法により証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、県木協の組合員を対象とし、組合員以外の認定についての事項は、必要に応じて別途定める。

第3 認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明又は発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書を別記1-1で定める認定手数料とともに県木協に提出しなければならない。

第4 審査

- 1 県木協は、認定申請があったときは、第6の認定要件、合法性ガイドライン及び発電用ガイドラインに適合するかどうかを審査する。
- 2 県木協は、前項の規定の審査に当たっては、理事長が指名する審査委員会を設け、その意見を聴く。また、必要がある場合は現地審査を実施する。

第5 認定

- 1 県木協は、審査の結果、第6の認定要件に適合すると認めるときは、別記2に定める認定書を交付するとともに認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定日を県木協のホームページ等に公表するものとする。
- 2 県木協は、前項の認定をしない場合は、その旨を申請者に通知する。
- 3 認定書の有効期間は、認定の日から3年間とする。ただし、有効期限が年度途中となる場合は、その年度の末日までとする。

- 4 認定事業者が前項の規定による有効期間が終了となる場合において認定を更新する場合は、有効期限の一月前までに第3の規定に基づく認定申請を行わなければならない。

第6 認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス（以下「発電用木質バイオマス」という。）が互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材又は発電用木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。
(帳票管理)
- ③ 合法木材又は発電用木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。
(責任者の選任)
- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材又は発電用木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材又は発電用木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 別に証明書を作成する場合の様式は、別記3とする。

第8 実績報告

- 1 認定事業者は、別記4—1で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」及び別記4—2で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」により、前年度分の実績を毎年6月末日までに県木協へ報告する。
- 2 県木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り調査

県木協は、必要に応じて認定事業者による合法木材及び発電用木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを調査するものとし、認定事業者は、県木協から調査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど調査に協力しなければならない。

第10 認定内容の変更

認定事業者は、認定書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに別記5で定める変更届を提出するものとし、提出を受けた県木協は届出内容を確認の上、登録の変更、認定書の再交付等を行うものとする。ただし、事業所所在地など認定要件に係る重要な内容の変更にあっては、第3以下に定める手続きにより改めて認定を受けなければならない。

第11 認定事業者の取り消し

- 1 県木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県木協は、認定を取り消したときは、別記6で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則

- 1 この実施要領は、平成18年 7月 3日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成24年12月13日から施行する。
- 3 この実施要領は、平成29年 6月 1日から施行する。
- 4 この実施要領は、令和 3年 6月23日から施行する。
- 5 この実施要領は、令和 4年 7月12日から施行する。